

平成28年2月26日

香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業について（概要版） － 住宅の確保を支援します －

1 香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業とは

家賃の支払いができるにも関わらず、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方について、香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット」という。）の参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより、住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的としています。

2 事業の実施主体

おもいやりネット参画社会福祉法人施設・市町社会福祉協議会
香川県社会福祉協議会

3 事業の内容

（1）事業の対象者

本事業の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とします。

- ① おもいやりネットで総合相談・支援に関わっている方で、この事業を利用することによって地域での自立した日常生活を送ることが期待でき、当該市町内の賃貸住宅に入居を希望する方。
- ② 家賃等については支払いができるにも関わらず、入居保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。
- ③ 原則、世帯の収入が住民税非課税相当以下の方。

（2）対象住宅

おもいやりネット参画施設・社協と入居債務保証支援モデル事業における債務保証の契約が可能である賃貸住宅

（3）保証の対象・限度額

- ① 滞納家賃（建物質料、共益費）：月額家賃の3か月分に相当する額
- ② 残存動産処分にかかる費用及び退去に伴う原状回復に係る費用：計10万円
※ 月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。

（4）保証の期間

原則2年以内（更新可能）

（5）保証料（本人利用料）

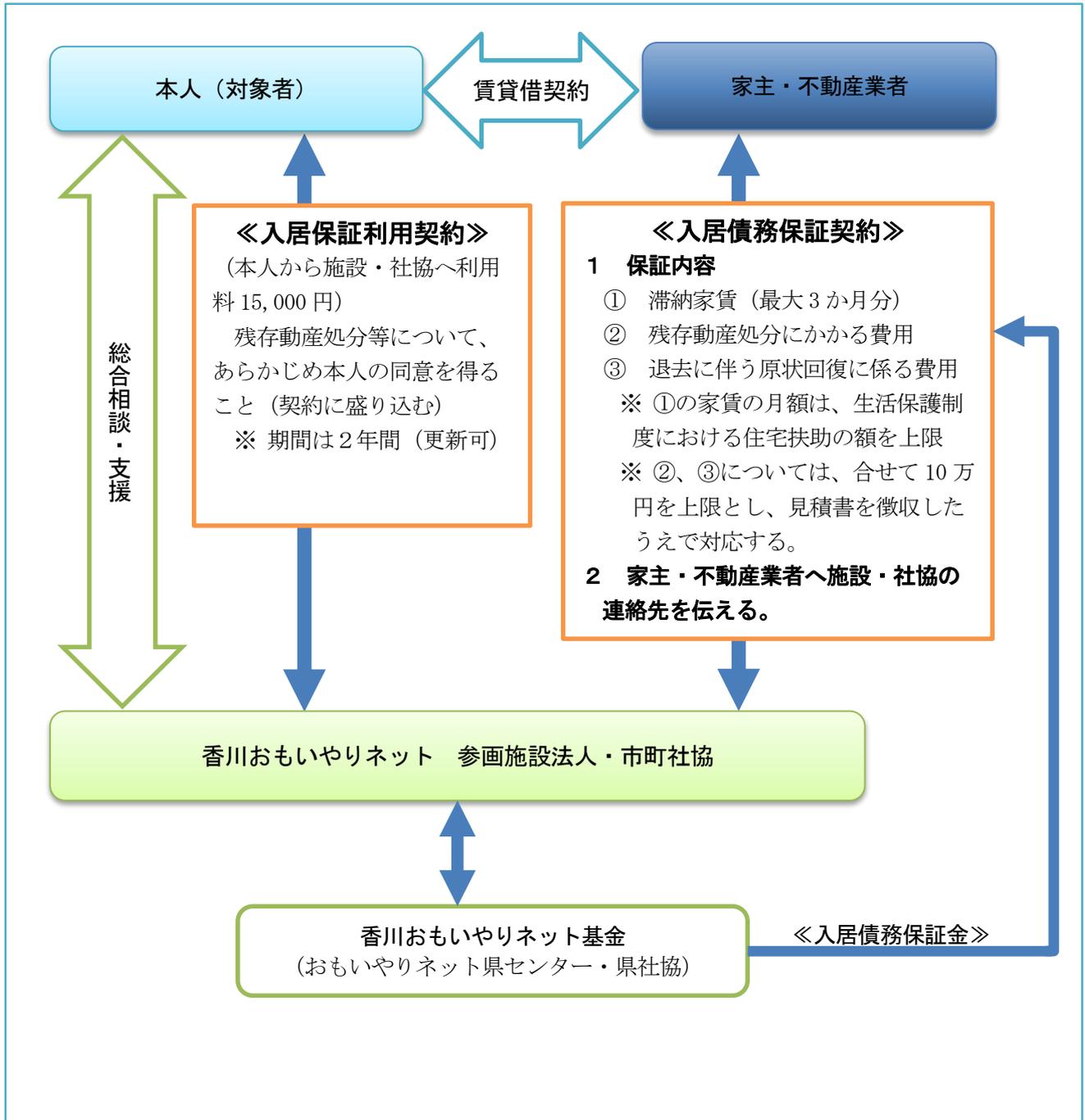
15,000円（2年分）

（納付された保証料は、中途退去や契約解除等の場合であっても返還しません。）

4 事業開始期日

平成28年3月7日（月）

香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業 利用のながれ〔仕組み〕



〔事務局〕 香川おもいやりネットワーク県センター
 香川県社会福祉協議会 地域福祉課（担当：日下、十河、中條）
 〒760-0017 高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉総合センター 5 階
 TEL 087-861-0546 FAX 087-861-2664